



移動式クレーン定期自主検査者安全教育開催のご案内

令和6年6月

お客様各位

青森労働局長登録教習機関
公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
青森事務所

労働安全衛生法では、移動式クレーンについて1年毎に1回及び1ヵ月毎に1回の定期自主検査を行うよう義務づけられております。厚生労働省では、適切で有効な検査が行われるよう「移動式クレーン定期自主検査者安全教育実施要領」を定め、これらに従事する検査者の教育を行うよう指導、勧奨しております。つきましては、下記により本教育を開催いたしますので受講下さいますようお願い申し上げます。

記

1. 開催日時、場所

日時	令和7年1月23日(木)	8時50分～17時00分
場所	(公社)ボイラ・クレーン安全協会	青森市三内字丸山393-2

2. 講習科目及び時間

科目内容 (7時間)	・ 移動式クレーン定期自主検査の意義、関係法令及び災害事例	1時間
	・ 移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガーの検査に関する知識	3時間
	・ 移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識	1時間
	・ 移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識	1時間
	・ 移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識	1時間

3. 受講料及びテキスト代(消費税込)

- ・ 受講料 11,000円 [当協会会員9,900円]
- ・ テキスト代 2,145円 使用テキスト: 移動式クレーンの定期自主検査指針・同解説

4. 申込方法及び締切日

(1)	申込書に必要事項を記入の上、 写真1枚 ≪縦3.0センチ×横2.4センチ、6ヶ月以内に撮影、三分身正面脱帽、裏に記名≫を貼付し、ご郵送下さい。 送付先 〒038-0031 青森市三内字丸山393-2 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 青森事務所 TEL 017-762-7205 FAX 017-762-7206
(2)	申込書受理後、当方より 受付完了のご連絡 をいたします。受付完了後、受講料の払い込みをお願いいたします。なお、受講日の3日前以降の取消又は欠席の場合は、受講料は返還できませんのでご了承下さい。
(3)	締切日は、令和7年1月16日(木)です。
(4)	全課程を受講された方には修了証を交付いたします。また、定期自主検査を実施済の際に貼付するステッカー1枚を無料配布します。

5. 受講上の注意

- (1) 講習日に本人確認をさせていただきますので、本人確認書類(自動車運転免許証等)を持参して下さい。
- (2) 筆記用具を持参して下さい。